

「学校いじめ防止基本方針」（いじめ問題対応年間計画）

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、「どの学校・どの学級でも起こりうるもの」、「けんかやふざけ合いでも被害者が苦痛を感じているならばいじめである」という基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ問題対策委員会

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、養護教諭、学級担任等からなるいじめ防止等の対策のための校内いじめ問題対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 職員会での情報交換及び共通理解

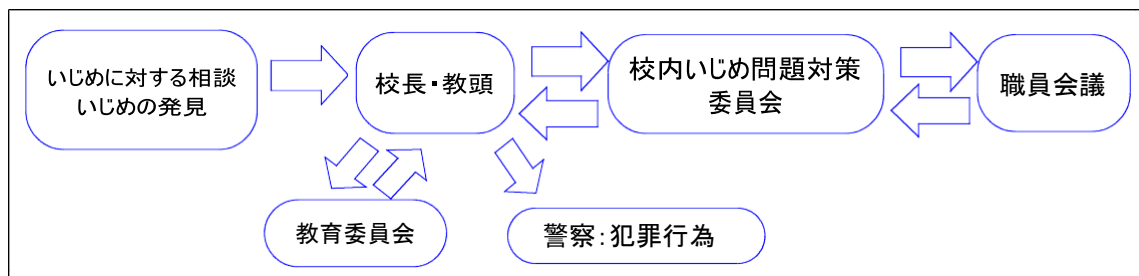
校内研修や終礼等において、月に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

3 関係機関との連携

- ・ 苅田町教育委員会
- ・ 京築教育事務所
- ・ 児童相談所
- ・ 苅田町いじめ問題対策連絡協議会
- ・ 警察への相談、通報等
- ・ 苅田町教育相談ネットワーク会議、京築地区教育相談ネットワーク会議
- ・ 行橋京都学校警察連絡協議会

等

4 報告の手順



5 教職員研修

校内研修を実施し、いじめ問題について、全ての教職員で共通理解を図る。

※ 別表 「いじめ問題対応年間計画 教職員研修」参照

6 いじめの防止・いじめの早期発見対応、いじめへの対処

※ 別表 「いじめ問題対応年間計画」参照

(1) いじめの防止への取組

① 学級経営の充実

- ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、学校生活アンケート、Q U 検査結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- わかる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

② 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。

③ 相談体制の整備

- Q U 検査結果の考察と対応策を考え、教職員研修で共通理解を図る。
- 学校生活アンケートの後に学級担任により教育相談を行い、児童理解に努める。
- 気になる児童には教育相談支援員と関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。

- ④ インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策
 - 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めると共に、児童にモラル教育をするなどして迅速に対応する。
- ⑤ 学校相互間の連携協力体制の整備
 - 進学時には、中学校や幼稚園、保育所と情報交換をする。
- (2) いじめの早期発見への取組
 - ① 保護者や地域、関係機関との連携
 - 児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により、迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、教育委員会、中学校や児童相談所などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。
 - ② いじめアンケートの実施
 - 5・6・9・11・1月にいじめアンケートを実施する。アンケート結果で気になる児童は個別に教育相談を行う。その都度、一人一人の児童と対話し、思いを受け止める。
 - ③ 日々の観察
 - 休み時間の活動等で児童の様子に目を配るなど普段から児童の交友関係や悩みを把握する。
- (3) いじめの対処への取組
 - いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
 - いじめの事実が確認された場合は、いじめ問題対策委員会を開き、対応を協議する。
 - いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
 - 被害者が心身の苦痛を感じず、いじめにかかわる行為が止んでいる（3ヶ月以上）まで、観察を行う。
 - いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
 - 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
 - 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。
 - アンケート結果は、児童在学中は保管する。
- (4) 重大事態への対処
 - 重大事態が発生した旨を、町教育委員会に速やかに報告する。
 - 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
 - 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

7 教育相談体制

- (1) スクールカウンセラー等専門家と担任との面談（年数回）
- (2) 子どもホットラインの周知
- (3) 一人一台端末を活用した福岡県の主な相談窓口一覧の周知
<https://gimu.fku.ed.jp/html/soudanmado.pdf> 馬場小学校ホームページにもリンク

8 保護者・地域等への働きかけ（協力）

- (1) 未然防止面
 - ・自他の物を区別し大切に扱う心の育成
 - ・携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束作り
 - ・生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成
 - ・地域での様々な体験への参加
 - ・年度当初、学校の「いじめ防止基本方針」を説明する（ホームページで公開等）とともに、学校の対応の基準や手順を事前に児童・保護者に周知 第15条
- (2) 早期発見面
 - ・日常的、積極的な子どもとの会話・服装の汚れや乱れ、ケガのチェック
 - ・子どもの持ち物の紛失や増加への注意
- (3) 早期対応面
 - ・子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握
 - ・問題解決へ向けた学校の方針の理解と協力
 - ・いじめられた子どもを守る事への理解
 - ・事実の確認と子どもの思いの理解
 - ・被害児童、保護者への適切な対応（謝罪等）
 - ・いじめに気づいた場合、傍観者とならず学校や保護者へ通報できるように指導
 - ・どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志の育成

9 取組状況の評価

○学期毎に「未然防止」「早期発見」「早期対応」の各視点に基づいたチェックを各担当（各担任・生徒指導担当・人権教育担当・教育相談支援担当等）で行い、改善策を「校内いじめ問題対策委員会」で協議する。

○評価項目は以下のものとする。

- ・馬場小学校いじめ防止基本方針の取組
- ・「福岡県教育委員会版いじめの早期発見・早期対応の手引—小・中学校編—H19/3」
P11～18教師自らを振り返るポイント
- ・「同上手引きから設定した各学級各担任の目標」

※ いじめ問題対応年間計画

指導の重点
いじめの特徴と子どもの発達段階を踏まえ、学校生活アンケート・いじめアンケートなどの結果をもとにいじめの早期発見に努め、校内いじめ問題対策委員会を中心にして早期対応を行う。

低学年の指導の重点	中学年の指導の重点	高学年の指導の重点
学級全体への指導とともに、いじめの子ども一人一人へのきめ細やかな指導、日常的な友だちとの接し方や集団のルール、自己表現を促す指導を行う。	同性の小集団が形成される頃であるので、子どもの小集団の動向や日常の交友関係に十分目を配り、いろいろな仲間と集団を作ることができるように指導する。	男女の特性の違いや仲間集団の固定化に配慮し、学級内での集団形成や個別の子どもの行動や心理に目を配りながら指導を行う。

月	教職員研修	児童アンケート等	その他 (保護者への活動等)
4月	学校いじめ防止基本方針・いじめの早期発見・早期対応についての共通理解		個人懇談会での相談
5月	児童情報の共通理解	いじめアンケートの実施 ＜上旬＞	
6月	いじめアンケート分析	いじめアンケートの実施 ＜中旬＞ Q U 検査	「いじめ撲滅月間」の啓発 家庭用いじめチェックリスト
7月	教育相談についての情報交換会	学校生活アンケートの実施 教育相談	個人懇談会での相談 夏休みの生活について
8月	教育相談について (講師招聘)		
9月		いじめアンケートの実施 ＜中旬＞	
10月	生徒指導上課題のある子どもの共通理解(経過) いじめアンケート分析	Q U 検査	「いじめ撲滅月間」の啓発 家庭用いじめチェックリスト
11月	学校生活アンケート分析	いじめアンケートの実施 ＜上旬＞	
12月	教育相談についての情報交換会	学校生活アンケートの実施 教育相談	個人懇談会での相談 冬休みの生活について
1月		いじめアンケートの実施 ＜中旬＞	
2月	学校生活アンケート分析	学校生活アンケートの実施	
3月	教育相談についての情報交換会 児童情報の引き継ぎ	教育相談	春休みの生活について